

福岡県公報

令和5年10月20日
第441号

目次

告示(第665号)

○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	1
公 告		
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	1
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	1
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	2
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	3
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	3
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) ……………	3
○意見募集の結果の公示	(私学振興課) ……………	3
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) ……………	3
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	4
○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	6
○令和5年度福岡県准看護師試験の実施	(医療指導課) ……………	6
○福岡県営西公園の利用料金の承認	(公園街路課) ……………	7

告 示

福岡県告示第665号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年10月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木田主丸線	朝倉市小田1657番先から 朝倉市小田1658番1先まで

公 告

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、柳川市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量(写真測量による数値地形図作成)
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
柳川市	令和5年9月1日から 令和6年3月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量（3点）、3級基準点測量（6点））

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市内一円	令和5年7月28日から 令和6年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久留米市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、写真地図作成（地図情報レベル1000））

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市全域	令和5年9月1日から 令和6年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑紫野市全域	令和5年8月9日から 令和6年3月19日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州地方整備局遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
小竹町、飯塚市、嘉麻市	令和5年10月3日から 令和6年2月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、築上町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影、写真地図）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
築上町	令和5年6月28日から 令和6年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸島市志摩岐志	令和5年8月21日から 令和6年3月22日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空レーザー測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
朝倉市、八女市	令和5年9月13日から 令和6年3月22日まで

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により飯塚市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑豊広域都市計画道路の変更（令和5年9月25日飯塚市告示第313号）

公告

「福岡県私立専修学校設置認可審査基準の一部改正案」について、令和5年8月8日から令和5年9月7日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり令和5年9月29日に公布しました。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課幼稚園・専修各種学校係

電話：092-643-3130

メールアドレス：senkaku@pref.fukuoka.lg.jp

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年9月29日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) 古賀花見東店舗計画

(2) 所在地 古賀市花見東四丁目1923番1外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
大和ハウスリアルティ マネジメント株式会社	代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社トライアルカ ンパニー	代表取締役 石橋 亮太	福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和6年5月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,050平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
敷地内平面部	17
建物屋上	182
合計	199

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
--------	---------

建物東側	117
------	-----

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北側	104

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内東側	10.66
建物内北側	21.81
合計	32.47

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社トライアルカンパニー	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地東側及び北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年10月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 MRRいとしま
(2) 所在地 糸島市高田五丁目23番6号

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)
建物北西側	45	建物北西側	20
建物北西側	13	建物敷地北西側	61
建物北東側	23	-	-
合計	81	合計	81

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北東側	40.0	建物北西側	40.0

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
-----	--	-----	--

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)	廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物東側	15.00	建物東側	6.37
-	-	建物内南西側	8.63
合計	15.00	合計	15.00

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

音声応答転送装置(I V R)等賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課

- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和5年9月7日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
N T T・T Cリース株式会社九州支店

- (2) 住所
福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

5 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

61,954,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和5年8月22日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字尾倉字杉本3409番1及び3409番9から3409番17まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉南区重住二丁目5番2号
有限会社住販
取締役 縄田 良太

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市赤間文教町637番11、750番4及び750番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市東郷一丁目1番1号
宗像市長
伊豆 美沙子

公告

令和5年度福岡県准看護師試験を次のように実施する。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和6年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和6年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和6年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和6年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和6年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護とする。

(2) 日時

令和6年2月14日（水曜日）午後1時30分から午後4時00分までとする。

なお、試験の説明を午後1時00分から行う。

(3) 会場

福岡市博多区東光二丁目22-15

博多国際展示場&カンファレンスセンター

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験手続

ア 試験を受けようとする者は、次の書類等に受験申込手数料6,900円を添えて、当該住所を管轄する保健福祉（環境）事務所、保健所（北九州市にあっては小倉北区及び八幡西区以外の区については各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センター）又は福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室（以下「医師・看護職員確保対策室」という。）へ提出すること。

(ア) 受験願書

(イ) 写真票（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したものを貼付すること。）

(ウ) 受験資格を有することを証明する書類

イ 受験願書の用紙は、医師・看護職員確保対策室で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して所定の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料6,900円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後に申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和6年1月4日（木曜日）から同月10日（水曜日）までとする。

イ 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時00分まで（土曜日、日曜

日及び祝日を除く。）とする。

ウ 郵便による受験申込みは、令和6年1月10日（水曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験票の交付

受験票は、原則として養成所（学校）長を経由して交付する。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、令和6年3月8日（金曜日）午前10時00分に福岡県保健医療介護部医療指導課前廊下に受験番号を掲示するほか、福岡県ホームページに掲載して行う。

(2) 合格者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、医師・看護職員確保対策室に対して行うこと。ただし、電話による試験結果の問合せには応じない。

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営西公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和5年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称

福岡県営西公園

2 位置

福岡市中央区西公園

3 利用料金の承認年月日

令和5年10月12日

4 利用料金（令和5年10月21日以降）

ドッグラン

単 位	金 額
犬一頭につき一回	200円

備考 十一枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、十回分に相当する額とする。